

## 議案第8号

### 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項

を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）<u>及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第4条 企業立地促進法第9条第1項に規定する同意集積区域内において、企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から起算して5年以内に、企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下この条において「企業立地促進法省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、企業立地促進法省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)に対し、当該対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に

おける当該土地の取得に限る。)については、不動産取得税を課さない。

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第6条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第4条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

(課税免除の届出等)

第7条 略

2 略

3 第4条の規定により不動産取得税の課税を受けないこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 家屋又はその敷地である土地の所在地、取得価額及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

4 知事は、前3項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査する

2 略

(課税免除の届出等)

第6条 略

2 略

3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査する

ことができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載し

ことができる。

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

(1) 略

(2) 第5条及び第6条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3)～(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条及び第6条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得

なければならない。

(1) 略

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3)～(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得

税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条、第3条第1項若しくは第4条の規定により課税を受けないこととなる額又は第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条若しくは第3条第1項の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略



(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条又は第8条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第13条 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第12条 略

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条及び第7条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税</p>

条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌

条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業及び鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第2条第1項第2号アに定める業種をいう。

- (1) 製造業
- (2) ソフトウェア業
- (3) デザイン業
- (4) 機械設計業
- (5) 自然科学研究所

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌

年の3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第5条及び第6条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 第5条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に規定する家屋の取得価額

(4) 略

3 略

年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第5条及び第6条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3) 対象家屋の取得価額

(4) 対象家屋又は対象土地の取得年月日

(5) 略

3 略

附則第2項中「改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条」を「改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。